⑫　技能実習第１号イの項の下欄第21号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していること。

⑬　過去５年間に企業単独型受入造船企業になろうとする者の事業活動に関し、技能実習第１号イの項の下欄第21号の２に規定する行為を行ったことがないこと。

⑭　受け入れる外国人造船就労者に従事させる業務に従事する相当数の労働者を過去３年間に非自発的に離職させていないこと。

⑵　３⑵②の人数が企業単独型受入造船企業となろうとする者の常勤の職員の総数を超えないこと。

⑶　３⑵⑤の期間が２年間（外国人造船就労者が造船分野技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国後１年以上が経過している場合においては、３年間）を超えないこと。

⑷　３⑵⑥の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。

⑸　⑵から⑷までに定めるもののほか、企業単独型適正監理計画の内容が外国人造船就労者の就労期間全体を通じて適正な監理の確保が図られると認められるものであること。

⑹　外国人造船就労者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）がその者の企業単独型造船特定活動に関連して、送出し機関、企業単独型受入造船企業となろうとする者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約等が締結されないこと。

５　２の認定を受けた受入造船企業又は４の認定を受けた企業単独型受入造船企業は、当該認定に係る適正監理計画又は企業単独型適正監理計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

６　２及び４の規定は、５の認定について準用する。

第６　造船特定活動の実施

１　特定監理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　受入造船企業に対して監査、指導及び監督を行うこと。

⑵　外国人造船就労者をあっせんすること。

⑶　再入国して外国人造船就労者となろうとする者について、当該者が国籍又は住所を有する国の送出し機関と調整を行うこと。

⑷　定期的に外国人造船就労者の監理及び就労状況の確認を行うこと。

⑸　相談員を配置し、外国人造船就労者の生活、労働等（転職を含む。）に係る相談に対応すること。

⑹　第11の２の帰国担保措置をとること。

⑺　第12の造船特定活動の継続が不可能となった場合に必要な措置をとること。

⑻　第14の１から３までの関係機関に対する報告を行うこと。

⑼　国土交通省、地方入国管理局、厚生労働省その他の監督官庁及び適正監理推進協議会の求めに応じて調査等に協力すること。

⑽　外国人造船就労者の受入れに関する文書を作成し備え付け、造船特定活動終了後３年間保存すること。

２　受入造船企業は、外国人造船就労者を受け入れたときは、当該外国人造船就労者が造船特定活動への従事を開始した日から２週間以内に、その旨を特定監理団体に届け出なければならない。

３　受入造船企業は、外国人造船就労者が退職したときは、その日から２週間以内に、その旨を特定監理団体に届け出なければならない。

４　受入造船企業は、国土交通省が別に定めるところにより、元請企業から報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従わなければならない。

５　受入造船企業は、外国人造船就労者が造船特定活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、特定監理団体に当該事実及び対応策を報告しなければならない。

６　受入造船企業は、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合は、直ちに、特定監理団体に当該事実を報告しなければならない。

７　受入造船企業は、外国人造船就労者の名簿及び就労日誌を作成し備え付け、造船特定活動終了後３年間保存しなければならない。

８　国土交通省は、造船特定活動の適正かつ円滑な実施を図るため、別に定めるところにより、制度推進事業実施機関に対し、特定監理団体及び受入造船企業に対する巡回指導その他の業務を行わせるものとする。

第７　企業単独型造船特定活動の実施

１　企業単独型受入造船企業は、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　再入国して外国人造船就労者となろうとする者について、当該者が国籍又は住所を有する国の送出し機関と調整を行うこと。

⑵　定期的に外国人造船就労者の監理及び就労状況の確認を行うこと。

⑶　相談員を配置し、外国人造船就労者の生活、労働等（転職を含む。）に係る相談に対応すること。

⑷　第11の３の帰国担保措置をとること。

⑸　第14の４から６までの関係機関に対する報告を行うこと。

⑹　国土交通省、地方入国管理局、厚生労働省その他の監督官庁及び適正監理推進協議会の求めに応じて調査等に協力すること。

⑺　外国人造船就労者の受入れに関する文書を作成し備え付け、企業単独型造船特定活動終了後３年間保存すること。

２　企業単独型受入造船企業は、外国人造船就労者を受け入れたときは、当該外国人造船就労者が企業単独型造船特定活動への従事を開始した日から２週間以内に、その旨を適正監理推進協議会に届け出なければならない。

３　企業単独型受入造船企業は、外国人造船就労者が退職したときは、その日から２週間以内に、その旨を適正監理推進協議会に届け出なければならない。

４　企業単独型受入造船企業は、国土交通省が別に定めるところにより、元請企業から報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従わなければならない。

５　企業単独型受入造船企業は、外国人造船就労者が企業単独型造船特定活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に当該事実及び対応策を報告しなければならない。

６　企業単独型受入造船企業は、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合は、直ちに、国土交通省、当該企業単独型受入造船企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に当該事実を報告しなければならない。

７　企業単独型受入造船企業は、外国人造船就労者の名簿及び就労日誌を作成し備え付け、企業単独型造船特定活動終了後３年間保存しなければならない。

８　国土交通省は、企業単独型造船特定活動の適正かつ円滑な実施を図るため、別に定めるところにより、制度推進事業実施機関に対し、企業単独型受入造船企業に対する巡回指導その他の業務を行わせるものとする。

第８　適正監理推進協議会

１　国土交通省は、造船特定活動及び企業単独型造船特定活動の適正な実施に関し必要な事項の協議及び連絡調整を行うため、適正監理推進協議会を設置する。

２　適正監理推進協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

⑴　労働問題に関し学識経験を有する者

⑵　特定監理団体